

Apple Pay 決済サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、Apple Pay 決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章及び第2章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章及び第2章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約、利用規約第2章、第1章の順に適用される。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) 本人認証アプリ 端末に事前登録された端末所有者に関する情報（以下「会員情報」という）と、信用販売の申込者が端末に入力などした情報（以下「入力情報」という）とを照合し、会員情報と入力情報の合致により信用販売の申込が端末所有者本人のものからであることを認証するアプリを提供する事業者（「アプリ提供事業者」という）所定のアプリケーション。
- (2) 端末 会員が正当に保有する通信機能を内蔵したデバイス（スマートフォン又はタブレットを含むが、これらに限らない）。
- (3) Apple Pay 決済システム 甲を売主とする商品の売買契約について、その代金等の決済のときに、本人認証アプリを利用することによって当該商品の代金等を決済することを目的とした Apple Pay 決済事業者（以下「丙」という）のシステム及び当該丙のシステムとデータ連携するために PG が所有するシステムの総称
- (4) Apple Pay 決済 Apple Pay 決済システムを用いたカード決済。
- (5) Apple Pay 決済サービス PG が提供する Apple Pay 決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの
- (6) Apple Pay 決済加盟店契約 本加盟店契約のうち、甲と丙との間で締結される Apple Pay 決済に関する契約

(Apple Pay 決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 Apple Pay 決済サービスの内容は、利用規約第2章第1節に定めるとおりとする。

(Apple Pay 決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲は、Apple Pay 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する前に、自己の責任と費用負担で、アプリ提供事業者と契約し、アプリ提供事業者から決済に必要なソフトウェアの提供を受けたうえで、Apple Pay 決済時に接続されるサーバ等を実装するものとする。

2. 甲が Apple Pay 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、Apple Pay 決済サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び Apple Pay 決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、Apple Pay 決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知された当該提供開始日以降、Apple Pay 決済システム及び Apple Pay 決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

(Apple Pay 決済サービスの利用の特例)

第5条 甲は、Apple Pay 決済サービスの利用の特例として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等に関する特例)

第6条 甲は、Apple Pay 決済において、会員から Apple Pay 決済の申込を受けた場合、第4条第1項に定めるソフトウェアを利用して、当該 Apple Pay 決済が端末所有者本人からの申込みであることを確認するものとする。この確認が成功した場合を除き、当該会員との間で Apple Pay 決済を行ってはならないものとする。

2. 甲は、Apple Pay 決済サービスに関する本サービスの利用を開始した日以降その利用を終了するまでの期間、Apple Pay 決済対応加盟店であることを示す丙又は丙と提携する他の事業者（アプリ提供事業者を含む）所定の標識等を、甲のホームページ・インターネットサイト等の見やすい箇所に表示するものとする。

《Apple Pay 決済サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合における特例》

(適用範囲)

第7条 本特則の規定は、利用規約第2章第2節の規定に付加し、PG が甲の代理人として Apple Pay 決済加盟店契約の締結申込を行うこと並びにかかる方法によって締結された Apple Pay 決済加盟店契約に基づく Apple Pay 決済サービスに係る甲の信用販売に関してのみ適用される。本特則に定めのない事項については、本規約、利用規約第1章及び第2章の定めによるものとし、本特則の定めと本規約の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

(代表加盟サービスの内容等)

第8条 Apple Pay 決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの内容は、第2章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用)

第9条 Apple Pay 決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの利用は、第2章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用の対価)

第10条 甲は、Apple Pay 決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

以上